

サテライト事業所の設置に係る取扱指針

平成24年12月20日制定

平成25年4月1日一部改正

平成27年9月25日一部改正

令和3年10月27日一部改正

高齢者福祉課施設・事業者指導担当

1 目的

この指針は、介護保険事業所におけるサテライト事業所の指定及び届出の受理（以下、「指定等」という。）に係る取扱い方針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、サテライト事業所とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2-1（以下、「基準通知」という。）に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」を指すものとする。

3 対象事業所

この指針によるサテライト事業所設置の対象となる事業所の種類は介護保険法で規定される居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所のうち、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護（予防を含む）
- (2) 訪問看護（予防を含む）
- (3) 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- (4) 通所介護（予防を含む）

4 設置の要件

介護保険法による事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、サテライト事業所の設置に当たっては、基準通知に定める要件のほか、以下の要件を満たす場合に設置を認めるものとする。

ただし、サテライト事業所を設置しようとする場所が介護報酬における特別地域加算の対象地域であり、この基準により難しい場合には、個別に設置の可否について判断することとする。

- (1) サテライト事業所を管理する事業所（以下、「本体事業所」という。）の通常の事業実施区域内に設けられるものであること。

- (2) サテライト事業所を設置する本体事業所は、埼玉県指定を受けた介護保険事業所であること。
- (3) サテライト事業所の位置は、本体事業所から15キロメートルの範囲内で、自動車の利用により30分以内に到達することが可能であること。ただし、到達時間の算定にあたっては、高速自動車道等は使用しないものとする。
- (4) サテライト事業所の位置は、さいたま市、川越市、川口市、越谷市及び和光市を除く埼玉県の範囲に限られること。
- (5) サテライト事業所の数は、1の本体事業所に対し、1か所とする。
- (6) サテライト事業所及び、サテライト事業所を拠点としたサービス提供に際し、必要がある場合は直ちに本体事業所から支援等を行うことが可能な体制を整えていること。
- (7) サテライト事業所は、介護保険法施行条例（平成24年12月25日条例第66号）に規定されるそれぞれのサービスに係る設備等の基準に準じ、「サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施」のために必要な設備を備えたものであること。
- (8) サテライト事業所を拠点として行った勤務及びサービスの提供の内容等について、遅滞なく本体事業所で把握する体制が整備されていること。
- (9) 利用者との契約、介護サービスに係る計画、サービス提供記録等の書類の管理及び保管は本体事業所で行うこと。これらの書類の写しをサテライト事業所に保管する場合は、本体事業所と同等の、施錠できる書庫等を備えること。
- (10) 管理者が、定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認、従業者の指導等を行う体制が整備されていること。

5 指定申請若しくは変更届提出の際の添付書類

サテライト事業所の設置を含む指定申請を行う場合若しくはサテライト事業所を設置するための変更届を提出する場合は、介護保険法に規定する書類のほか、以下の書類を添付すること。

- (1) サテライト事業所の位置を示した地図等
- (2) サテライト事業所と本体事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図等
- (3) サテライト事業所の利用に係る権原を示した書類、平面図、配置図等（本体事業所に係る指定申請若しくは変更届において必要とされる書類に準じる）
- (4) 上記4に示した要件を満たすために必要な体制等が整備されていることを示す書類等。
- (5) サテライト事業所の勤務を明示した勤務体制一覧表
- (6) サテライト事業所の位置が明示された運営規程
- (7) サテライト事業所の設置を必要とする理由（地域の特性上、通常の事業所を設置することが困難な理由）を記載した書面
- (8) サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書及び体制等一覧表

6 その他

- (1) 既存の指定介護保険サービス事業所をサテライト事業所に転換する旨の申請及び届出は認めない（当該事業所を廃止の上、新たにサテライト事業所として届出を行う場合を含む）。
- (2) 単に経営上の合理化、管理者をはじめとする人員の削減等を目的とすると認められるサテライト事業所の設置は認めないものとする。（3）サテライト事業所の設置を希望する事業者に対しては、事前相談を求めることを原則とし、特に本体事業所の一体的な管理のための体制及びその実行のための内容について十分に確認を行うものとする。
- (4) 介護保険法の施行の際、現にサテライト事業所を有する介護保険事業所については、この指針に適合する届出があったとみなす。

7 申請・届出先

- (1) サテライト事業所に係る指定申請若しくは届出先は、本体事業所を所管する福祉事務所（高齢者福祉課）とする。
- (2) 指定申請書若しくは届出書を受理した福祉事務所（高齢者福祉課）は、当該申請若しくは届出の処理にあたり、必要に応じサテライト事業所の設置場所を所管する福祉事務所と連携をとることとする。

附則

（既存の指定介護保険サービス事業所のサテライト事業所への転換に関する経過措置の特例）

- 1 平成28年4月1日から定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行することに伴い、平成28年3月31日までに限り、小規模型通所介護費を算定している既存の通所介護事業所がサテライト事業所に転換することを認める。

【参考】

介護報酬において、サテライト事業所が本体事業所と独立して算定の対象となる加算、減算等

- (1) 共通事項：級地区分
- (2) 訪問介護：特別地域加算、定期巡回・随時対応サービスに関する状況、中山間地域等における加算
- (3) 訪問看護：特別地域加算、中山間地域等における加算
- (4) 訪問リハビリテーション：短期集中リハビリテーション実施加算、リハビリテーションマネジメント加算、社会参加支援加算

- (5) 通所介護：職員の欠員による減算、時間延長サービス加算、入浴介助加算、中重度者ケア体制加算、個別機能訓練加算、認知症加算、若年性認知症利用者受入加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算